

国海安第51号の2
令和8年6月29日

別紙 関係団体担当理事等 殿

国土交通省海事局長
(公印省略)

船舶検査心得の一部改正について（通知）

標記について、危険物船舶運送及び貯蔵規則の船舶検査心得の一部を別添のとおり改正致しましたので、よろしくお取り計らい頂きますようお願い致します。
また、関係各位への周知方よろしくお取り計らい頂きますようお願い致します。

(送付先関係団体)

一般社団法人 日本船主協会	理事長
日本内航海運組合総連合会	理事長
全日本海員組合	組合長
独立行政法人 鉄道建設・運輸施設 整備支援機構 共有船舶建造支援部	部長
一般財団法人 日本海事協会	会長
一般社団法人 日本船主協会	理事長
一般社団法人 日本船用工業会	専務理事
一般社団法人 日本造船工業会	専務理事
一般社団法人 日本中小型造船工業会	専務理事
一般財団法人 日本船舶技術研究協会	専務理事
全国内航タンカー海運組合	専務理事
一般社団法人 日本海事代理士会	会長
公益社団法人 日本海難防止協会	会長
Lloyd's Register Group Limited	船級日本地域代表者
DNV AS	Country Manager, Japan
American Bureau of Shipping	Area Operation Manager, Japan
ビューローベリタスジャパン株式会社	船級部門長
海上保安庁	装備技術部船舶課長

危険物船舶運送及び貯蔵規則に係る船舶検査心得の一部改正について

1. 背景

ばら積み液化ガスの海上運送に関しては、国際海事機関（以下「IMO」という。）において策定された「1974年の海上における人命の安全のための国際条約」（SOLAS条約）及び同条約に基づく「液化ガスのばら積み運送のための船舶の構造及び設備に関する国際規則」（以下「IGCコード」という。）において国際基準が定められている。我が国においては、当該基準を「危険物船舶運送及び貯蔵規則」及び「船舶による危険物の運送基準等を定める告示」（以下「危告示」という。）等に取り入れて安全規制を実施している。

2024年12月に開催されたIMOの第109回海上安全委員会において改正IGCコードが採択され、従来は燃料として使用が禁止されていたアンモニアを含む毒性液化ガス貨物の一部について、一定の条件の下で、燃料として使用することが可能となった。当該改正内容を国内に取入れるため、船舶検査心得の一部改正を行う必要がある。

2. 改正内容

危告示別表第8の2の「船型」欄に掲げる分類が「1G」に該当する貨物を除き、液化天然ガス(LNG)と同等の安全性を確保できるものとして、地方運輸局長から承認を受けた船舶は、当該貨物を燃料として使用できるものとする。

3. 施行日

令和8年7月1日

船舶検査心得

○5-1 危険物船舶運送及び貯蔵規則

(傍線の部分は改正部分)

新	旧	備考
第2編 危険物の輸送 第3章 ばら積み液体危険物の運送	第2編 危険物の輸送 第3章 ばら積み液体危険物の運送	
第1節～第2節 第11款 (略)	第1節～第2節 第11款 (略)	
第12款 貨物を燃料として使用するための設備	第12款 貨物を燃料として使用するための設備	
<p>(燃料としての貨物の利用)</p> <p>226.1(a) 「船舶の所在地を管轄する地方運輸局長が安全上差し支えないと認める場合」とは、<u>危告示別表8の2の「船型」欄が「1G」以外の貨物であって、液化天然ガスと同等の安全性を確保することができることについて承認を受けた場合をいう。</u></p>	<p>(燃料としての貨物の利用)</p> <p>226.1(a) 「船舶の所在地を管轄する地方運輸局長が安全上差し支えないと認める場合」とは、<u>毒性の貨物以外のもつであって、液化天然ガスと同等の安全性を確保することができることについて承認を受けた場合をいう。</u></p>	<p>MSC.566(109)「改正 IGC コード 16.9.2」の国内取入れ。本改正に伴い、一部の毒性貨物について、管海官庁の承認を得た上で、当該貨物を燃料として使用することを可能とするもの。</p>
<p><u>心得附則(令和8年6月29日)</u> <u>(施行期日)</u> <u>この通達は、令和8年7月1日から施行する。</u></p>		

国海安第52号の2
国海査第98号の2
令和8年6月29日

別紙 関係団体担当理事等 殿

国土交通省海事局長
(公印省略)

貨物のアンモニアを燃料として使用する液化ガス運搬船の暫定安全基準の策定について

標記について、国際海事機関において貨物のアンモニアを燃料として使用する液化ガス運搬船の安全に係る国際基準が審議され、第111回海上安全委員会(MSC111)にて承認されたところです。貨物のアンモニアを燃料として使用するにあたり、危険物船舶運送及び貯蔵規則第226条に基づき地方運輸局長の承認が必要であることから、貨物のアンモニアを燃料として使用する液化ガス運搬船の暫定安全基準を別添のとおり策定致しましたので、よろしくお取り計らい頂きますようお願い致します。

また、関係各位への周知方よろしくお取り計らい頂きますようお願い致します。

(送付先関係団体)

一般社団法人 日本船主協会	理事長
日本内航海運組合総連合会	理事長
全日本海員組合	組合長
独立行政法人 鉄道建設・運輸施設 整備支援機構 共有船舶建造支援部	部長
一般財団法人 日本海事協会	会長
一般社団法人 日本船主協会	理事長
一般社団法人 日本船用工業会	専務理事
一般社団法人 日本造船工業会	専務理事
一般社団法人 日本中小型造船工業会	専務理事
一般財団法人 日本船舶技術研究協会	専務理事
全国内航タンカー海運組合	専務理事
一般社団法人 日本海事代理士会	会長
公益社団法人 日本海難防止協会	会長
Lloyd's Register Group Limited	船級日本地域代表者
DNV AS	Country Manager, Japan
American Bureau of Shipping	Area Operation Manager, Japan
ビューローベリタスジャパン株式会社	船級部門長
海上保安庁	装備技術部船舶課長

アンモニア燃料船暫定安全基準

第1章 総則

(適用等)

- 1 危険物船舶運送及び貯蔵規則第226条の規定に基づき、液化アンモニアを運搬する船舶が貨物のアンモニアを燃料として使用することについて、地方運輸局長が安全上差し支えないと認める場合は、当面の間、本基準に適合していることとする。
- 2 本基準の他、危険物船舶運送及び貯蔵規則の要件を満たす必要があることに留意すること。

第2章 技術基準

- 1 貨物のアンモニアを燃料として使用するための設備及び同設備が配置される区画の消防設備及び非常用設備については、次に掲げる機能要件を満足するものでなければならない。
 - 一 装置の安全性、確実性及び信頼性は、液化天然ガス燃料の主機及び補機と同等でなければならない。
 - 二 アンモニア燃料に係る危険性は、通風装置、検知装置、封じ込め対策及び安全装置の配置及び設計により最小限に抑えなければならない。アンモニア漏洩又はリスク低減措置の失敗が発生した場合、必要な安全措置が開始されなければならない。
 - 三 アンモニアを燃料として使用するための設備は、当該設備のリスク低減措置及び安全措置が許容できない動力の喪失につながらないように設計しなければならない。
 - 四 アンモニア燃料処理装置及び貯蔵装置は、貨物区域内に配置すること。
 - 五 アンモニア燃料を供給する装置は、燃料供給中にアンモニアを意図しない気体、液体又は固体への変化を防ぐよう設計されること。
 - 六 アンモニアを燃料として使用する機関は、意図しないアンモニアの滞留が生じないようにしなければならない。
 - 七 アンモニア燃料処理装置が配置される区画は、貨物ポンプ室及び貨物圧縮機室とみなし、危険物船舶運送及び貯蔵規則の要件を満たすこと。
 - 八 燃料配管装置は、外部損傷から保護されなければならない。
 - 九 アンモニアの毒性に伴う健康被害を最小限に抑えるための対策を講じなければならない。
 - 十 大気中へのアンモニアの直接放出は最小限に抑えられなければならない。
 - 十一 放出源は、人の安全に影響を与える可能性のある濃度でアンモニア燃料を放出してはならない。
 - 十二 アンモニア燃料の配管、貯蔵装置及び圧力逃がし装置は、各用途に適合するよう設計、製作及び施工されなければならない。
 - 十三 アンモニアを燃料として使用する機関、装置及びこれらの構成要素は、安全で信頼

できる操作が確保されるよう、設計、製作、施工、運転、保持及び保護されなければならない。

十四 アンモニアを燃料として使用するための設備は、アンモニアの特性および物理的性質に適していること。

十五 操作の安全性及び信頼性を確保するため、適切な制御、警報、監視及び遮断装置を設けなければならない。

十六 関連する全ての区域及び場所に適した効果的な漏洩検知手段を講じなければならない。

十七 アンモニアが漏洩した場合の換気及び検知は、アンモニアの特性および物理的性質を考慮し、有効なものであること。

十八 懸念される危険に対して有効な火災検知、防火及び消火対策を講じなければならない。

十九 アンモニアを燃料として使用するための設備の運転試験、海上試運転及びメンテナンスは、目標とする安全性、有効性及び信頼性の確認が行えるものとしなければならない。

二十 技術的文書により、装置及び構成要素について、適用される規則、ガイドライン、使用される設計標準並びに安全性、利用可能性、保守性及び信頼性に関する原則に適合していることを確認できるようにしなければならない。

二十一 アンモニアを燃料として使用するための設備は単一の故障が起きた場合に、貨物エリア外にアンモニアが放出されないこと。

二十二 次の事項を含むアンモニア貨物の燃料使用に関する安全管理マニュアルを策定し、船内及び陸の事務所に備え置かなければならない。なお危険物取扱規定その他の関係図書に同事項を含めて差し支えない。

- (1) アンモニアの危険性、取扱い時の注意事項
- (2) 入域制限場所、入域基準、保護具の種類・使用基準
- (3) 通常時の安全確保対策
- (4) 緊急時の対応（緊急連絡網を含む）